

## 中山間地域等直接支払制度について

### 1 中山間地域の現状

- (1) 中山間地域は、耕作不利な条件から、平地と比べ、農業生産性が低く、農業所得・農外所得ともに低い状態にあります。
- (2) 農村地域は全国平均よりも高齢化が進んでおり、特に中山間地域は高齢化が進行しています。
- (3) このため、担い手の減少や荒廃農地の増加などによって、多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな損失が生じることが懸念されます。

### 2 中山間地域等直接支払制度とは

- (1) 中山間地域等直接支払制度は、国民の理解のもと、傾斜などの農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続けることを約束した農業者の方々に対して、交付金を交付する制度です。

- ◆ 中山間地域の農業生産活動が、多くの国民の生命と財産、豊かな暮らしを守っていることの重要性をかんがみ、創設された制度。
- ◆ 中山間地域での農業生産活動の継続 → 国民に利益を供与

- (2) 交付の対象となり得る農用地  
農用地区域内かつ地域計画区域内で農地が傾斜しているなど生産条件が不利であり、1ヘクタール以上の一団の農用地。

【農地の定義】耕作（地に労費を加え、肥培管理を行って作物を栽培）の目的に供される土地。

- 農用地で耕作せず「維持・管理」でも交付金の対象となる  
本制度の目的は、耕作放棄を防止し、多面的機能を確保することであるので、協定農用地に係る対象行為としては、必ずしも作付けを行わなくとも、作付けが可能な状態に適正に維持・管理することでも差し支えない。  
この「維持・管理」とは、**農用地を耕作する意思を持ち**、かつ地力の維持・向上のための取組を行うことにより作物の作付けが可能な状態に保つことを意味する。  
**地力の維持・向上のための取組とは、具体的には、耕起、緑肥作物の栽培、堆肥の散布が該当し、草刈りだけを行う農用地は「維持管理農用地」には当たりません。**

**【農用地の地目の定義】**

		地 目	定 義
農 地	農 用 地	田	・たん水するための畦畔及びかんがい機能（用水路、揚水施設（ポンプ等））を有する農地 ・永年性作物（果樹、タラの芽、茶樹等）を栽培している場合を除く
		畑	・田以外の農地で、草地を除き、樹園地を含む ・永年性作物を栽培している田
		草地	・牧草の栽培を専門とする畑で、播種後経過年数（概ね7年未満）と牧草の生産力から判断して、農地とみなし得る程度のもの
		採草放牧地	・農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの

● **たん水機能を有しているか否かの判定**

畦畔の有無による。ただし、転作作物が作付けされている場合であって、大型機械の進入、排水性の確保等営農上の都合によりやむを得ず畦畔を除去している田については、一般的に農家が所有する機械で復旧可能なものに限り、たん水機能を有しているものとみなす。

● **かんがい機能を有しているか否かの判定**

用水路の有無、揚水施設（ポンプ等）の有無による。

(3) 対象者

耕作放棄防止のための活動や、農道・水路の管理方法を定めた協定を締結し、5年間以上継続して農業生産活動等に取り組む農業者等。

**【農業生産活動として取り組むべき事項】**

項目	具体的な取り決め内容
農用地に関する事項	・耕作放棄の発生防止活動（適正な農業生産活動を通じた耕作放棄の防止、高齢農家・離農者の農用地の賃貸借設定、法面保護・改修）等 ※ 水路・農道等の管理方法で定める水路・農道等が多面的機能支払の活動計画に定める施設と同一である場合は、協定書に明示し、2項目以上選択
水路・農道等の管理活動	・水路清掃、草刈り、農道の簡易補修等 ※ 多面的機能支払と並行して取り組む場合は、協定書に明示
多面的機能を増進する活動（1つ以上選択）	① 国土保全機能を高める取組（農用地の周辺林地の管理等） ② 保健休養機能を高める取組（景観作物の作付け等） ③ 自然生態系の保全に資する取組（ビオトープの確保等） ※ 多面的機能支払及び環境保全型農業直接支払の活動との重複は不可

### 3 交付金の使途について

交付金の使途について、以下のことを必ず遵守してください。遵守されていない場合、国、県の検査のうえ、交付金の返還となる場合がありますのでご留意願います。

(1) 毎年度、交付金の使途内容を証明できる領収書の写しを提出すること。

(2) 集落協定の共有資産ではなく、個人資産の取得には活用しないこと。

(3) 集落内の親睦会などの集まりでの飲食代には活用しないこと。

※ 集落協定の総会などの、協定活動のために必要な集まり（例：お昼を跨いでの会議、夜の夕食時の会議）の場合は、飲食代が限定的に認められますが、どのような場合でもアルコール類に関する支出には活用しないこと。

(4) 集落内の旅行（日帰り温泉含む）には活用しないこと。

※ 先進地視察などの研修旅行に係るバス代、宿泊代（日帰り不可な日程である場合）は認められます。

(5) 加算取組をする場合、取組目的の達成に関係ない支出には活用しないこと。

※ 例）作業効率化のための農業機械を加算取組費で購入する計画であったのにも関わらず、協定員の個人配分に活用する。

5期対策から6期対策からの変更点について（新旧対象表）

第5期対策			第6期対策																																																
<p>① 交付対象農用地 農用地区域内にある農地が、傾斜しているなど生産条件が不利であり、1ヘクタール以上の一団の農用地。</p>			<p>① 交付対象農用地 農用地区域内かつ地域計画区域内にある農地が、傾斜しているなど生産条件が不利であり、1ヘクタール以上の一団の農用地。</p>																																																
<p>② 交付単価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>区 分</th> <th>交付単価（円/10a）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">田</td> <td>急傾斜（1/20～）</td> <td>21,000</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜（1/100～）</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">畑</td> <td>急傾斜（15°～）</td> <td>11,500</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜（8°～）</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">草地</td> <td>急傾斜（15°～）</td> <td>10,500</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜（8°～）</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">採草放牧地</td> <td>急傾斜（15°～）</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜（8°～）</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table>			地目	区 分	交付単価（円/10a）	田	急傾斜（1/20～）	21,000	緩傾斜（1/100～）	8,000	畑	急傾斜（15°～）	11,500	緩傾斜（8°～）	3,500	草地	急傾斜（15°～）	10,500	緩傾斜（8°～）	3,000	採草放牧地	急傾斜（15°～）	1,000	緩傾斜（8°～）	300	<p>② 交付単価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>区 分</th> <th>交付単価（円/10a）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">田</td> <td>急傾斜（1/20～）</td> <td>21,000</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜（1/100～）</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">畑</td> <td>急傾斜（15°～）</td> <td>11,500</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜（8°～）</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">草地</td> <td>急傾斜（15°～）</td> <td>10,500</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜（8°～）</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">採草放牧地</td> <td>急傾斜（15°～）</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜（8°～）</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table>			地目	区 分	交付単価（円/10a）	田	急傾斜（1/20～）	21,000	緩傾斜（1/100～）	8,000	畑	急傾斜（15°～）	11,500	緩傾斜（8°～）	3,500	草地	急傾斜（15°～）	10,500	緩傾斜（8°～）	3,000	採草放牧地	急傾斜（15°～）	1,000	緩傾斜（8°～）	300
地目	区 分	交付単価（円/10a）																																																	
田	急傾斜（1/20～）	21,000																																																	
	緩傾斜（1/100～）	8,000																																																	
畑	急傾斜（15°～）	11,500																																																	
	緩傾斜（8°～）	3,500																																																	
草地	急傾斜（15°～）	10,500																																																	
	緩傾斜（8°～）	3,000																																																	
採草放牧地	急傾斜（15°～）	1,000																																																	
	緩傾斜（8°～）	300																																																	
地目	区 分	交付単価（円/10a）																																																	
田	急傾斜（1/20～）	21,000																																																	
	緩傾斜（1/100～）	8,000																																																	
畑	急傾斜（15°～）	11,500																																																	
	緩傾斜（8°～）	3,500																																																	
草地	急傾斜（15°～）	10,500																																																	
	緩傾斜（8°～）	3,000																																																	
採草放牧地	急傾斜（15°～）	1,000																																																	
	緩傾斜（8°～）	300																																																	
<p>※ 上記の単価は体制整備単価であり、体制整備のために集落戦略を作成しなければならない。作成しない場合は、上記の単価の8割の交付となる。なお、体制整備単価で交付を受けていたにも関わらず、対策期間中に集落戦略を作成しない場合は、遡って交付金の返還となる。</p>			<p>※ 上記の単価は体制整備単価であり、体制整備のためにネットワーク化活動計画を作成しなければならない。作成しない場合は、上記の単価の8割の交付となる。なお、体制整備単価で交付を受けていたにも関わらず、対策期間中にネットワーク化活動計画を作成しない場合は、遡って交付金の返還となる。</p>																																																

第5期対策			第6期対策		
③ 加算取組			③ 加算取組		
加算項目	上限単価	上限	加算項目	上限単価	上限
棚田地域振興活動加算	超急傾斜 14,000 円/10 a 急傾斜 10,000 円/10 a	なし	棚田地域振興活動加算	超急傾斜 14,000 円/10 a 急傾斜 10,000 円/10 a	なし
超急傾斜農地保全管理加算	6,000 円/10 a	なし	超急傾斜農地保全管理加算	6,000 円/10 a	なし
集落協定広域化加算	3,000 円/10 a	200 万円	ネットワーク化加算	協定面積 ~ 5 ha 10,000 円/10 a 協定面積 5 ~ 10ha 4,000 円/10 a 協定面積 10 ~ 40ha 1,000 円/10 a ※ 40ha 以上部分は交付単価なし	100 万円
集落機能強化加算	3,000 円/10 a	200 万円			
生産性向上加算	3,000 円/10 a	200 万円		スマート農業加算	5,000 円/10 a
※ 加算取組を複数適用する場合、2つ目以降の上限単価は、 ▲1,000 円/10 a とする。			※ 加算取組を複数適用する場合であっても、上限単価の減少 はない。		
④ (新設)			④ みどりチェックの取組		
			農林水産省の全ての補助金事業等に対して、環境負荷低減の取組の実践が義務化される。		
			【取組例】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 肥料の適切な使用管理（使用状況の記録、保存）</li> <li>・ 農薬の適切な使用管理（使用状況の記録、保存）</li> <li>・ 共有農機具の適切な使用管理（使用状況の記録、保存）</li> </ul>		
			(1) 令和7年8月末までの認定申請時に取り組む内容を記載して提出する。		
			(2) 毎年、実施状況を報告する。		

# ネットワーク化活動計画について

- 協定書には、適正な農業生産活動に加え、多面的機能の増進につながる活動を必須の事項として記載。これに加えて、農業生産活動等の体制整備のための、より前向きな活動を協定に位置づけた場合には、交付単価の10割を交付。
- **【第5期対策からの変更点】第6期対策では、ネットワーク化や統合、多様な組織等の参画による体制づくりを促進するため、体制整備単価の要件を「対策期間内にネットワーク化活動計画を作成すること」とする。**

## ①農業生産活動等を継続するための活動 基礎単価（交付単価の8割を交付）

- 農業生産活動等（必須）  
例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）
- 多面的機能を増進する活動（選択的必須）  
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

## ②体制整備のための前向きな活動 体制整備単価（①+②の活動により交付単価の10割を交付）

- ①の活動に加え、対策期間内に**ネットワーク化活動計画**を作成（対策期間内に計画を作成することを協定書に位置づけた年度から体制整備単価を適用）

- ・ **ネットワーク化活動計画**とは、複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画。
- ・ 地域計画や集落戦略における農地利用の将来像を踏まえながら、集落協定において毎年度話し合いを重ねて作成する。
- ・ 作成後も毎年度の話し合いにより計画の実現に向けたフォローアップを行う。



【地域計画の目標地図や集落戦略を見ながらの話し合い】



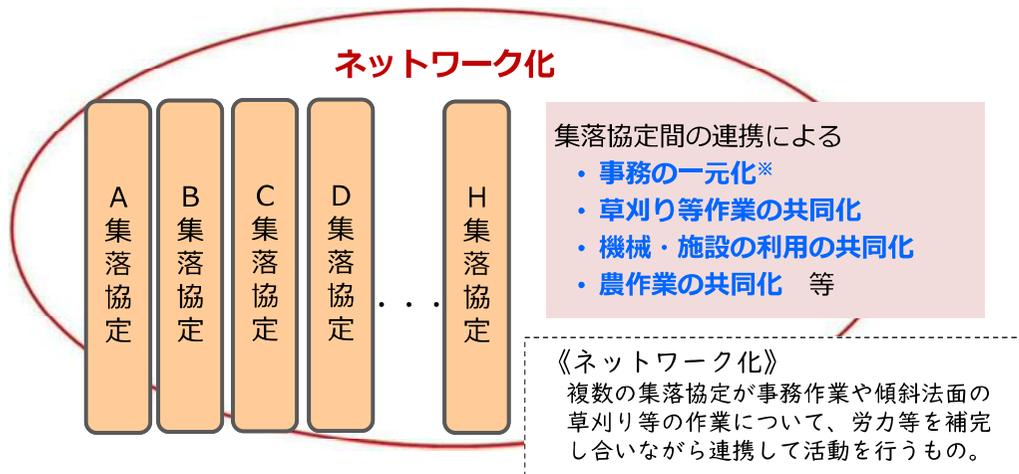
【作成に向けて打合せ】

## 《ネットワーク化活動計画》（①～③の取組のうち1つ以上を位置づけること）

①ネットワーク化	②統合	③多様な組織等の参画
<p><b>対象協定</b></p> <p>以下のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たにネットワーク化を行う集落協定 <small>※ネットワークの合計面積が10ha以上であること ※同じ地域計画区域内の集落協定でネットワーク化を行うことを基本とする</small></li> <li>・ すでに協定面積が10ha以上のネットワークを形成しており、活動の維持、向上を図ろうとする集落協定 <small>※計画作成時点でネットワークの合計面積が10ha以上であること</small></li> </ul>	<p><b>対象協定</b></p> <p>以下のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たに統合を行う集落協定 <small>※統合後の面積が10ha以上となること ※同じ地域計画区域内の集落協定で統合を行うことを基本とする</small></li> <li>・ すでに協定面積が10ha以上であり、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定 <small>※計画作成時点で協定面積が10ha以上であること</small></li> </ul>	<p><b>対象協定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1組織以上の農業者団体以外の組織※1又は構成員の10%以上の非農業者※2が活動に参画する※3集落協定 <small>※計画作成時点で1組織以上の農業者団体以外の組織※1又は構成員の10%以上の非農業者が参画していること ※1農業者団体：農業法人（農地所有適格法人、特定農業法人等）、農業生産組織（機械・施設共同利用組織、農作業受託組織、栽培組織等）等 農業者団体以外の組織：自治会、企業、NPO法人、学校、土地改良区、多面的機能支払活動組織等（組織としての活動が行われている体制が作られていれば、任意団体でも差し支えない） ※2農業者：ネットワーク化活動計画作成時点で農業に従事し、農業収入を得ている者（作業受託、農業法人の従業員を含む）又は得る権利をもっている者（自給的農家を含む） 非農業者：農業者に該当しない人（所有農地の全てを貸し出ししている人、いわゆる「土地持ち非農家」は非農業者とする。） ※3協定の構成員となるか、別途の協定等を結ぶこと（連携関係にあることが証明できるような書類等（協定書や覚書、参加者名簿など）が必要）</small></li> </ul>
<p><b>計画の項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加する協定</li> <li>・ 解決しようとする課題</li> <li>・ 活動事項</li> <li>・ 連携方法</li> <li>・ 工程</li> <li>・ 統合の予定</li> </ul>	<p><b>計画の項目</b></p> <p>（新たに統合を行う場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加する協定</li> <li>・ 解決しようとする課題</li> <li>・ 活動事項</li> <li>・ 工程</li> </ul> <p>（体制の維持、向上を図ろうとする協定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役員継承の計画</li> <li>・ 活動事項</li> </ul>	<p><b>計画の項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参画する組織と非農業者</li> <li>・ 解決しようとする課題</li> <li>・ 活動事項</li> </ul>

# (参考) ネットワーク化のイメージ

## 《ネットワーク化のイメージ》



※共同事務局を設置し、各集落協定が行う事務(実績報告関係資料の整理、会計帳簿の整理、会議資料作成等)の支援を行うこと

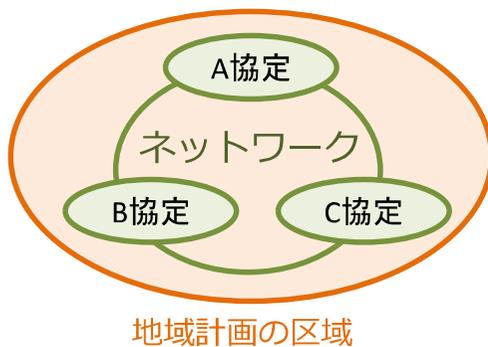
## 💡 ネットワーク化したとは認められない例

- ✖ 各集落協定の草刈り・水路ざらい等の作業日を同一日に行うのみ(同一日に作業を行うが、各集落協定の作業をそれぞれの協定構成員のみで実施する場合)
- ✖ 特定の農業者が複数集落協定にまたがって農業生産活動を行うのみ  
→ 農作業の人的資源を融通し合うなどの協定間での**活動の連携**が必要
- ✖ 災害発生時のみの連携  
→ **毎年度、随時又は定期的に取り組みを行うことが必要**
- ✖ 情報交換や話し合いを行うのみ  
→ **実際の協定の活動を連携して行うことが必要**

## 地域計画とネットワーク化の関係

### 【基本パターン】

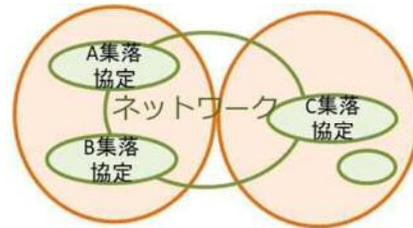
地域計画により農地利用の将来ビジョンの共有ができていることから、**同じ地域計画区域内の他の集落協定とネットワーク化**



※地域計画区域内の全ての集落協定でネットワーク化を目指すことが望ましい

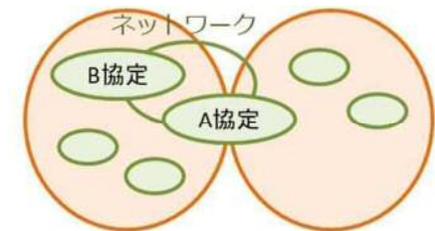
### 【例外的なパターン】

- 同じ地域計画区域内に集落協定がない場合
- 他の地域計画区域内の集落協定と行うことが合理的な場合(農地が隣接している、同じ担い手が営農している等)  
⇒ **他の地域計画区域内の集落協定とネットワーク化**



地域計画の区域A 地域計画の区域B

- 集落協定が複数の地域計画にまたがっている場合  
⇒ **当該集落協定が含まれている地域計画区域内の集落協定とネットワーク化**



地域計画の区域A 地域計画の区域B

## 新設された加算取組について

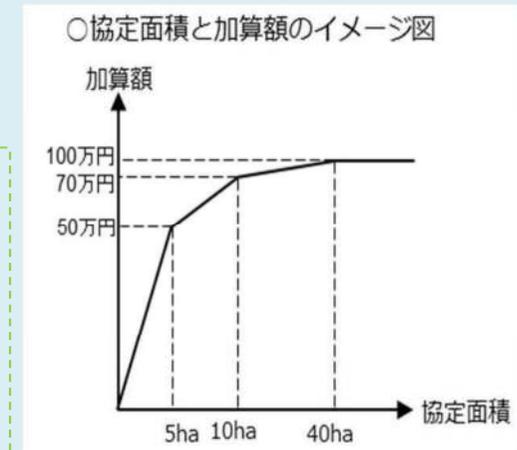
### ③ ネットワーク化加算（新規）

複数の集落協定間でのネットワーク化、統合等を行った上で、主導的な役割を担う人材の確保や農業生産活動等の継続のための活動を行う場合に加算

- 上限：100万円/年 ※統合の場合は、統合前の協定単位で上限額を設定  
対象：ア又はイの集落協定の農用地  
ア 20ha以上のネットワーク化（協議会等を設置する場合に限る）又は第6期対策期間中に20ha以上の統合を新たに行った集落協定  
イ 新たに1組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画した上で、2組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画する集落協定（同じ地域計画区域内に他の集落協定がない場合に限る）  
取組：主導的な役割を担う人材の確保、農業生産活動等の継続のための取組（担い手等人材確保、高収益作物生産拡大、機械共同利用等）  
※農業生産活動等に該当しない生活支援等の取組は対象外  
取組期間：1～5年  
単価：10,000円/10a（～5ha部分）、4,000円/10a（5～10ha部分）、1,000円/10a（10～40ha部分）  
（地目にかかわらず）※40ha以上部分は単価適用なし  
目標設定：ネットワーク化・統合等により実現する農業生産活動等の継続のための取組の定量的な目標を設定

### 集落機能強化加算の経過措置

- 上限：200万円/年  
対象：第5期対策（R2～R6）に集落機能強化加算に取り組んでいた集落協定のうち、1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定の農用地  
※ネットワーク化加算本体との重複適用不可  
取組：新たな人材の確保に関する取組（外部人材の確保、移住促進等）又は集落機能強化する取組（地域づくりなどの団体の設立、集落内外の組織との連携体制の構築等）  
取組期間：1～5年  
単価：3,000円/10a（地目にかかわらず）



### ④ スマート農業加算（新規）

スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組を行う場合に加算

- 上限：200万円/年  
対象：集落協定農用地  
取組：スマート農業による共同取組活動の省力化・効率化を図る取組（リモコン式自走草刈機による除草、ドローンや無人ヘリコプターによる播種・防除・農薬散布、水管理システム、自動鳥獣捕獲機の導入等）  
取組期間：1～5年  
単価：5,000円/10a（地目にかかわらず）  
目標設定：取組の定量的な目標を設定



リモコン式自走草刈機の導入 ドローンによる防除作業

💡 ①～④の加算措置は、第6期対策期間中（令和7年度～令和11年度）に適用されるものです。

第6期対策での加算措置の適用は令和11年度が期限であることを踏まえて、活動の計画を検討するようお願いします。  
（令和12年度以降も加算措置が継続されることを前提として活動の計画を立てないよう留意してください）。

# ネットワーク化加算について

- 地域計画区域内の集落協定間でのネットワーク化や統合による体制づくりを進めていくことを基本にしながら、周辺にネットワーク化等が可能な集落協定がない場合(地域計画区域内に他の集落協定が存在しない場合を判断基準に設定)については多様な組織との連携による体制づくりも対象に加え、**主導的な役割を担う人材の確保や農業生産活動等の継続のための活動を加算措置により支援**。
- また、第5期対策において集落機能強化加算に取り組んでいた協定に対しては、**集落機能強化加算にかかる経過措置**を設定し、経過措置による取組継続を選択することも可能とする。

## 【第5期対策】

### 集落協定広域化加算

【加算額:地目にかかわらず3,000円/10a】

【上限】200万円/年

【対象】他の集落内の協定農用地を新たに含めて協定を締結した集落協定農用地

【目標】

- ・主導的な役割を担う人材を確保した上で、広域化により実現する農業生産活動等の継続のための取組の定量的な目標を設定

【取組】

- ・主導的な役割を担う人材の確保
- ・広域化により実現する農業生産活動等の継続のための取組

### 集落機能強化加算

【加算額:地目にかかわらず3,000円/10a】

【上限】200万円/年

【対象】集落協定農用地

【目標】

- ・新たな人材の確保に関する取組又は集落機能を強化する取組の定量的な目標を設定

【取組】

- ・新たな人材の確保に関する取組又は集落機能を強化する取組

## 【第6期対策】

### ネットワーク化加算

【加算額:地目にかかわらず**最大10,000円/10a**※】

【上限】100万円/年 (統合の場合は、統合前の協定単位で上限額を設定)

【対象】①または②の集落協定の農用地

- ①20ha以上のネットワーク化(協議会等を設置する場合に限る)又は新たに20ha以上の統合を行った集落協定
- ②新たに1組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画した上で、2組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画する集落協定  
(同じ地域計画区域内に他の集落協定がない場合に限る)

【目標】

- ・ネットワーク化・統合等により実現する農業生産活動等の継続のための取組の定量的な目標を設定

【取組】

- ・主導的な役割を担う人材の確保
  - ・ネットワーク化・統合等により実現する農業生産活動等の継続のための取組
- (注)農業生産活動等に該当しない生活支援等の取組は対象外

### 集落機能強化加算にかかる経過措置

【加算額:地目にかかわらず3,000円/10a】

【上限】200万円/年

【対象】1組織以上の農業者団体以外の組織または構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定の農用地  
(第5期対策において集落機能強化加算に取り組んでいた集落協定に限る)

【目標】

- ・新たな人材の確保に関する取組又は集落機能を強化する取組の定量的な目標を設定

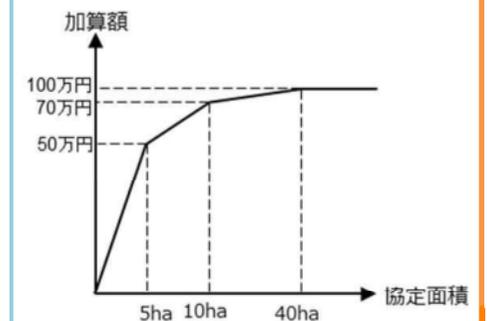
【取組】

- ・新たな人材の確保に関する取組又は集落機能を強化する取組

(注)本経過措置は、ネットワーク化加算本体との併用不可  
(対策期間の途中で集落機能強化加算の経過措置からネットワーク化加算本体へ途中で移行できる措置を検討中)

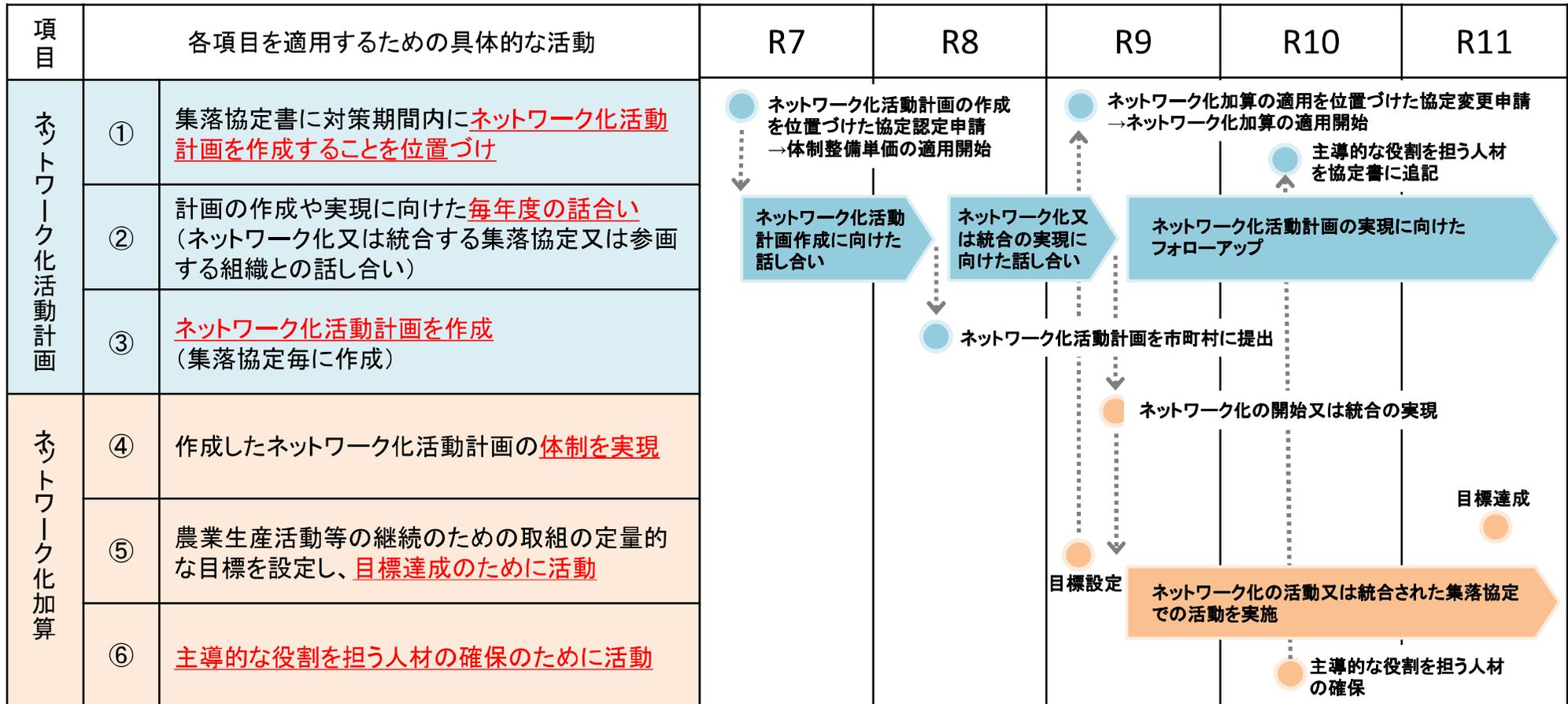
※協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動  
10,000円/10a (~5ha部分)  
4,000円/10a (5ha~10ha部分)  
1,000円/10a (10~40ha部分)

○協定面積と加算額のイメージ図



## (参考) ネットワーク化活動計画の作成とネットワーク化加算活用へのステップの例

### ◎ネットワーク化加算に取り組む場合の令和7年度からの5年間の協定の活動イメージ(例)



※③における「ネットワーク化活動計画の作成」と④における「ネットワーク化の開始又は統合の実現」を令和7年度内に行えば、令和7年度からネットワーク化加算を適用することも可能。

#### 💡 交付金の遡及返還が必要な場合 💡

##### (体制整備単価の遡及返還)

- ・ネットワーク化活動計画を作成することとしていたものの、令和11年度までに作成できなかった場合

##### (ネットワーク化加算の遡及返還)

- ・取組期間として定めた年度までに主導的な役割を担う人材の確保や定量的な目標が達成できなかった場合

# (参考) ネットワーク化加算におけるネットワーク化と統合の扱いの違いについて

## 加算金の交付先や交付額（算定例）や書類の作成について

パターン	統合の場合	ネットワーク化の場合
以下の旧協定が右のとおりとなる場合 A集落協定 (7ha) B集落協定 (13ha) C集落協定 (25ha)	<p>合併型 広域協定 (旧協定は完全に解消)</p>	<p>協議会型 協議会 負担金を拠出↑</p>
加算金の交付先と交付額	A旧協定(グループ)58万円(10,000円/10a×5ha+4,000円/10a×2ha) B旧協定(グループ)73万円(10,000円/10a×5ha+4,000円/10a×5ha+1,000円/10a×3ha) C旧協定(グループ)85万円(10,000円/10a×5ha+4,000円/10a×5ha+1,000円/10a×15ha) と計算され、合計(216万円)が <b>統合後の集落協定にまとめて交付</b> される	A集落協定に58万円 B集落協定に73万円 C集落協定に85万円 が <b>それぞれ交付</b> される
目標設定	統合した集落協定で1つの目標設定	ネットワークを組んだ協定それぞれで目標設定(全体で共通でも可)
事務書類の作成	統合した集落協定で1つの書類作成	ネットワークを組んだ協定それぞれで作成

## ネットワーク化加算受給の注意点

- ◎ **主導的な役割を担う人材の確保**※及び農業生産活動等の継続のための取組の**両方を実施**する必要があります。  
 → 主導的な役割を担う人材の確保とは、出身が地域の内外にかかわらず、集落協定、ネットワーク、集落協定内の農業生産組織、加工・販売などの6次産業化に取り組む組織のうちのいずれかの組織が行う活動において中心的な役割を担うことが見込まれる新たな者を、これの構成員とすること。
- ◎ 集落協定の「**農業生産活動等として取り組むべき事項**」に**位置付けられた取組**に関する活動の定量的な目標を設定する必要があります。

### 農業生産活動等として取り組むべき事項

分類	具体的に取り組む行為
(必須事項) 農業生産活動等	適正な農業生産活動を通じた耕作放棄の防止、 荒廃農地の復旧や畜産の利用、担い手の確保・育成、 高齢農家・離農者の農用地の賃借種設定、 法面保護・改修、鳥獣被害の防止、林地化等 水路、農道等の管理活動 適切な施設管理・補修(泥上げ、草刈り等)
(選択的必須事項) 多面的機能を増進する活動	国土保全機能を高める取組 土壌流出に配慮した営農の実施、農用地と一体となった周辺林地の管理等 保健休養機能を高める取組 景観作物の作付け、市民農園・体験農園の設置、 棚田のオーナー制度、グリーン・ツーリズム 自然生態系の保全に資する取組 魚類・昆虫類の保護(ビオトープの確保)、鳥類の餌場の確保、 粗放の畜産、環境の保全に資する活動

※以前から集落内で活動している農業者でも新たに主導的な役割を担うのであれば位置付けることも可  
 ネットワーク内で共通の人材を位置付けることも可

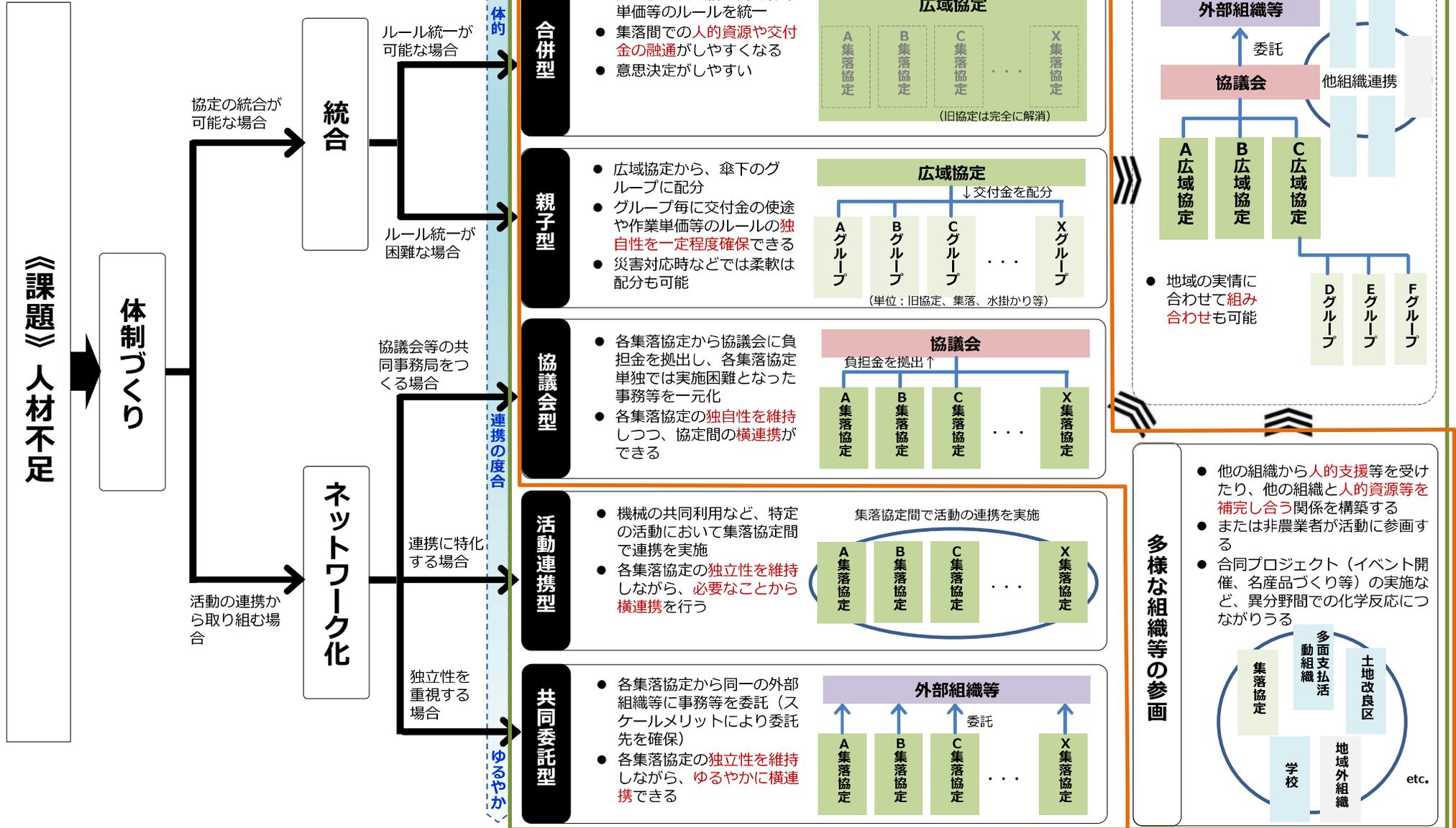
### ＜目標設定例＞

- ・高収益作物の作付面積を現状の〇haから△haまで増加させる。
- ・機械の共同利用のための組織を立ち上げ、ネットワーク化した協定の農用地の〇%で機械利用の共同化を行う。
- ・加工品の開発、販売を行い、販売額を〇円から△円に増加させる。
- ・生産、加工、販売の過程を総合的に主導する人材を〇名確保する。
- ・〇〇〇の営農ボランティアを現状の△名から□名に増員する。
- ・農泊事業と連携して農業体験ツアーを行う体制を構築し、体験参加者を〇人から△人に増加させる。

# 体制づくりの類型イメージとネットワーク化活動計画やネットワーク化加算の対象範囲

## ネットワーク化加算の対象

※組み合わせの場合は対象の類型部分のみ該当



## ネットワーク化活動計画の対象

※多様な組織等の参画は、同じ地域計画区域内に他の集落協定がない場合のみ該当

# スマート農業加算について

## スマート農業加算の対象となるスマート農業技術

「スマート農業技術の活用に関する法律」の第2条第1項で定義されるスマート農業技術(詳細は次の頁)や、それらと同等の共同取組活動の省力化・効率化が可能と考えられる新しい農業技術

想定する主なスマート農業技術

リモコン式自走草刈り機



ドローンや無人ヘリ



水管理システム



自動鳥獣捕獲機



等

## スマート農業加算の目標設定例(取組例)

### 《目標設定例》

- ・ドローンを導入し、オペレーターを育成するとともに、農薬散布に要する時間を○割減少させる(農薬散布を行う面積を△haから□haに増加させる)。
- ・リモコン式自走式草刈機を導入し、除草作業時間を○時間/日だけ減少させる(リモコン式自走草刈機を利用する面積を△haから□haに増加させる)。

## スマート農業加算の加算金の使途例

設定した目標を達成するために必要な活動費用やスマート農業機器の購入費用等に充てることが可能です。

- ◎スマート農業機器の購入費
- ◎スマート農業機器の免許取得・更新費用、研修受講費用
- ◎スマート農業機器のメンテナンス費用
- ◎燃料費や作業日当等の作業にかかる経費
- ◎既に所有しているスマート農業機器による取組に係る費用
- ◎スマート農業技術を活用した作業を外部委託にかかる費用等

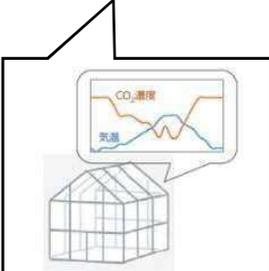
(参考) 「スマート農業技術の活用の促進に関する法律」におけるスマート農業技術について

スマート農業技術の活用の促進に関する法律におけるスマート農業技術

【定義】 法第2条第1項において、「スマート農業技術」を、次の①から③までに適合した技術と規定。

- ① 農業機械、農業用ソフトウェア、農業用の器具並びに農業用設備又は農業用施設を構成する装置、建物及びその附属設備並びに構築物に組み込まれて活用されるものであること。
- ② 情報通信技術（電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられるものに限る。）を用いた技術であること。
- ③ 農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業の経営管理の合理化を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものであること。

<スマート農業技術の例>

自動運転	作業軽減	センシング/モニタリング	環境制御	経営データ管理	生産データ管理
ロボットトラクター		収量センサ付き コンバイン	ハウス等の 環境制御システム	経営・生産管理システム	
自動操舵システム	水管理システム		 <p>(技術イメージ) 設定や実測に基づき自動制御</p>	 <p>(技術イメージ) 航空画像マップでは場見える化</p>	家畜の生体管理システム
自動収穫機	ドローン/人工衛星				
運搬ロボット		 <p>(技術イメージ) 人は斜面に立つことなく操作</p>			
草刈ロボット	リモコン草刈機				

農林水産省HPより

## 令和7年度のスケジュールについて

### 対策期間初年度（令和7年度）の協定認定の流れ

R7.3末

地域計画の策定期限

中山間地域等直接支払交付金は農用地区域内かつ地域計画区域内の農用地が交付対象となります。一関市では原則、農用地区域内農地は地域計画区域に入ることとしているため、第5期対策まで協定農用地となっていた農用地はこの条件は満たしています。

※ 傾斜の再測定、地目の変更等により、交付対象外となる、または、交付単価に変更が生じる場合があります。

R7.8末

認定申請提出期限

例年の申請期限（変更含む）は、6月末ですが、令和7年度は対策期間初年度のため、例外的に申請期限が8月末まで延長となります。

R7.9末

市の認定期限

申請された協定農用地が要件を満たしているかを確認し、認定します。要件を満たしていない申請農用地が含まれている場合は、随時申請内容を修正いただくことになりますので、ご協力願います。

R8.3末

R7年度実績報告

●農用地区域外かつ地域計画区域外で、傾斜および面積要件を満たしている農用地を協定農用地に含みたい場合

- ・ 農用地区域、地域計画への編入を行ってからでなければ、協定農用地に含むことはできません。
- ・ 編入申出は例年6月に行っておりますので、それより前の段階でご相談願います。